

福岡市環境審議会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成 25 年 6 月 4 日 (火) 15:00~16:30

2 場所 天神ビル 10 号会議室

3 次第

- (1) 諮問
- (2) 報告
福岡市新世代環境都市ビジョンの策定について
- (3) 議事
 - ①福岡市環境基本計画（第三次）の策定について
 - ②平成 25 年度福岡市環境審議会・視察について

4 出席者（敬称略）

氏名	役職等
青木 計世	(株)キューデン・エコソル常務取締役
○ 浅野 直人	福岡大学法学部教授
阿部 真之助	市議会議員
岡 博士	九州経済産業局資源エネルギー環境部次長
鬼塚 敏満	市議会議員
包清 博之	九州大学大学院芸術工学研究院教授
黒子 秀勇樹	市議会議員
小出 秀雄	西南学院大学経済学部教授
今田 長英	福岡大学大学院工学研究科教授
平 由以子	特定非営利活動法人循環生活研究所 事務局長
栃木 義博	市議会議員
冨永 計久	市議会議員
中芝 督人	福岡商工会議所の代表
久留 百合子	(株)ビスネット代表取締役／消費生活アドバイザー
藤本 顕憲	市議会議員
藤本 一壽	九州大学大学院人間環境学研究院教授
二渡 了	北九州市立大学大学院国際環境工学研究科教授
松藤 康司	福岡大学工学部教授
松山 倫也	九州大学大学院農学研究院教授
三宅 吉博	福岡大学医学部准教授
宮本 秀国	市議会議員
吉田 順子	特定非営利活動法人環境みらい塾理事長

○ 会長

I 議事録

1 開会

●事務局（政策経営課長）

お待たせいたしました。まだ皆様お揃いではございませんが、定刻になりましたので、福岡市環境審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を担当いたします、環境局環境政策部政策経営課長の浦塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、委員総数 28 名中、ただいま 20 名のご出席でございますので、福岡市環境審議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、本会議は、福岡市情報公開条例第 38 条に基づき公開にて開催いたしますので、ご了承ください。

さて、ご案内のとおり、本日は、当審議会へ第三次の福岡市環境基本計画の策定について諮問を行います。

まず、審議会の開会に当たりまして、副市長の貞刈よりご挨拶を申し上げます。

●貞刈副市長

皆さん、こんにちは。福岡市の副市長、貞刈でございます。4 月から務めております。よろしくお願いいたします。本日は、大変ご多忙の中にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

福岡市の最近の話題といたしましては、人口が 6 月 1 日に 150 万人を超えました。神戸市に次いで 6 番目ということですが、平成 22 年の国勢調査以降の人口増加率は政令市中でトップでございます。あと数年で神戸を抜き、札幌に次ぐという形になりますが、札幌は市域が大変広がっておりますので、実質的には、東京、大阪、名古屋に次ぐ都市圏として成長していくのではないかと考えています。内部的には高齢者層が増えていくということで、それに伴ういろいろな課題もございますが、全国的あるいは九州で人口が減少していく中、人口が増えていくというのは非常に恵まれた地域ではないかと思っております。今後、しっかりと活力を維持しながら地域の活性化に努めていきたいと思っております。

12 月に策定した福岡市の基本構想の中で、「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」を目標にしておりますけれども、さらに都市の魅力を高めていく必要があるかと思っております。これは環境基本計画の中で目指す「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」、ここに通じるのではないかと考えているところです。

さて、現行の福岡市環境基本計画は、平成 18 年度に策定しました第二次計画でございます。環境行政は、ごみ、温暖化、生物多様性など広い範囲に及びますが、各分野で取り組みが進められております。ごみにつきましては、平成 27 年度までに 10%のごみ減量を達成するという目標を平成 21 年度に前倒しで達成いたしました。

これを踏まえ、平成 23 年 12 月に「新循環のまち・ふくおか基本計画」を策定いたしております。また、昨年 5 月に、豊かな自然を 100 年後も保持し、持続可能な利用を行うための指針として、「生

物多様性ふくおか戦略」を策定いたしております。一方で、環境問題は複雑かつ多様化しております。社会経済情勢も急速に変化いたしております。このことから、長期的な環境都市づくりを進めるための指針として、本審議会委員の皆さんのご意見を頂戴しながら、「福岡市新世代環境都市ビジョン」を昨年度、策定いたしております。

これらを踏まえ、策定から約7年となる現行の福岡市環境基本計画を1年前倒しで改定するため、本日の審議会で諮問させていただくものでございます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

2 諮 問

●事務局（政策経営課長）

それでは、早速、諮問に移ります。本来なら高島市長が出席すべきところでございますが、所用のため、本日は貞刈副市長が代りに環境審議会への諮問を行います。

恐れ入りますが、浅野会長、テーブルの前にお進みください。

●貞刈副市長

福岡市環境審議会会長、浅野直人様。福岡市長、高島宗一郎。

福岡市環境基本計画（第三次）の策定について（諮問）

福岡市では、平成9年3月に福岡市環境基本条例に基づき、福岡市環境基本計画（第一次）を策定しました。さらに、平成18年7月には、それを引き継ぐかたちで現行の福岡市環境基本計画（第二次）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

しかしながら、東日本大震災を契機としたエネルギー情勢の大幅な変化、地球温暖化や越境大気汚染といった環境問題のグローバル化など、現行計画策定後の内外の情勢は大きく変化しています。また、平成24年4月には国の第4次環境基本計画が、同年12月には本市第9次基本計画が策定されました。これらのことを踏まえ、現在の環境の状況や社会経済状況等の変化に対応した、より実効性のある仕組みづくりを体系的に整備する必要があります。そこで、同条例第7条第5項の規定により、福岡市環境基本計画（第三次）を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

よろしくお願いいたします。

●事務局（政策経営課長）

ありがとうございました。どうぞ席にお戻りください。

なお、副市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは、4月に人事異動がございましたので、改めて平成25年度の事務局のご紹介をいたします。なお、時間の都合上、部長級以上の職員のみ紹介させていただきます。

（紹介は省略）

以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議で用いる資料の確認をいたします。事前にお送りした資料といたしまし

て、議事次第のほか、右肩に資料 1～資料 5 まで記載されたもの、そして冊子の「福岡市新世代環境都市ビジョン」がございます。また、本日お配りしている資料といたしまして、座席表、名簿、関係例規集のほかに、右肩に資料 1 別添と記載された、パブリックコメントの市民意見募集の結果がございます。

なお、事前にお送りした資料のうち、議事次第、資料 2、資料 3 及び資料 5 について、事前送付以降に修正が生じております。本日、修正後の資料をお手元にお配りしておりますので、そちらもあわせてご確認をお願いいたします。資料に不足等ございましたらお持ちいたします。お手数ですが挙手をお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。差しかえの分が、繰り返しますが、議事次第、資料 2、資料 3、資料 5 でございます。

3 報 告

●事務局（政策経営課長）

それでは、本日の次第の「3 報告」でございます。本審議会でもご意見をいただきながら、今年 3 月に策定いたしました福岡市新世代環境都市ビジョンについて事務局より報告をさせていただきます。恐れ入ります、資料の 1 と資料の 1 別添をお手元にご用意願います。

新世代環境都市ビジョンにつきまして、策定の経過及びパブリックコメントの実施結果を含めご報告いたします。資料の 1 をお願いいたします。

1 の表に記載しておりますとおり、本ビジョンは平成 23 年度に策定に着手し、同年 12 月の審議会に骨子案を、平成 24 年 6 月の審議会に素案をお示しして、それぞれご意見をいただきました。その後、昨年 12 月に市議会第 5 委員会へ報告を行い、パブリックコメントの手続を経まして、本年の 3 月に策定いたしましたものでございます。なお、2 の欄に記載しておりますとおり、パブリックコメントにつきましては、本年 1 月 15 日から 1 カ月間実施し、全部で 55 件の意見をいただきました。このうち、意見を踏まえて修正したのは 20 件で、修正内容につきましては、別添の資料のとおりでございますが、基本的な考え方を改めるものではなく、例えば、PM2.5 に関する記述を追記したり、市民や事業者などへの意識高揚に関する記述を追加したり、あるいは誤解を招きやすい表現やわかりにくい表現の修正や用語集への追記などがございます。

本ビジョンの詳細につきましては、お手元のグリーンの冊子を参照いただきたいと思います。本日はパワーポイントを使いまして、概要の説明をさせていただきたいと思っております。10 分程度のご説明でございます。恐れ入ります、最前列の先生は後ろの方をご覧いただければと思っております。

まず、ビジョンの策定の趣旨でございます。福岡市を取り巻く環境は、ごみなどの身近なものから、地球温暖化や黄砂、PM2.5 の影響など地球規模に広がり、さらに東日本大震災により課題が顕在化したエネルギー問題を含め、複雑・多様化しております。また、環境問題については、現在の社会や政策のあり方の結果が数十年以上の長期にわたって影響したり、将来になって影響があらわれたりすることもあります。そこで、複雑・多様化する環境問題と、これに関連する社会・経済

の情勢も含め、長期的展望に立った環境都市づくりの道しるべを定めたものが本ビジョンでございます。2050年の福岡市の将来の姿を描いております。

本ビジョンは全部で7章で構成されております。第1章では、外的環境、福岡市を取り巻く脅威について整理しております。人口構造については、2050年には日本全体で9,500万人ぐらいに減少すると予想され、福岡市におきましても2035年をピークに減少に転じ、2050年には157万人となり、高齢化も着実に進行すると予測されております。エネルギーのところでございますが、2050年までに世界人口の増加が進み、エネルギー価格の高騰や、食糧、水資源の減少により資源争奪戦が生じる懸念がございます。また、地域社会の面では、高齢化、人口減少などから、税収の減少や社会負担の増大、さらに過疎地域の増加などが懸念されております。

地球温暖化が進行しますと、異常気象の増加、豪雨や熱帯夜が増加し、洪水や熱中症のリスクが高まる懸念がございます。自然生態系につきましては、世界では種の絶滅が急速に進行し、海水面の上昇から沿岸生態系への影響なども懸念されているところでございます。

次に第2章では、社会的要請として、福岡市に何が求められているのかを整理しました。

低炭素の分野では、温室効果ガスの削減や自律分散型エネルギー社会の構築が求められています。生物多様性については、多様な主体と連携した戦略的取組みが必要となってまいります。資源循環については、地域の特性を踏まえ、周辺都市も含めた広域での地域循環圏の構築が求められているところです。

気候変動については、今後、相当の影響を回避できないという前提のもとに、自治体レベルでの適応策を実施していく必要があると考えています。

人づくりについては、アジアとの近接性を生かして国際化に対応できる人材の育成が求められ、また経済面では、成長するアジア経済との関係強化が求められております。

それから、これらの前提といたしまして、一番下でございますが、災害に強いまちづくりということで、災害が起きたときのエネルギーの安定供給などが求められているところです。

次に第3章で、福岡市の強み・弱みを書いております。低炭素の分野では、アイランドシティなど先進的な低炭素モデル地区がある一方で、自動車依存度が高く、運輸部門のCO₂排出量が多いという弱みがございます。

生物多様性については、博多湾や脊振の山々など多様な自然があるという強みがありますが、一方で、食糧、水など、資源の多くを市外に依存しており、都心を中心に緑が少なく、身近な緑への満足度が低いという弱みもございます。

資源循環の分野で行きますと、1人当たりの水使用量が大都市の中でも非常に少ないという特徴があります。また、ごみの埋立方式でございます、いわゆる福岡方式など、海外でも必要とされる技術を持っているという強みがございます。それから、環境保全、気候変動への適応の面では、黄砂やPM2.5など回避しがたい影響が存在しているという弱みがございます。

人づくりの分野では、若者、大学、学生が多く、人的資源が豊富である強みを有する一方で、理系の学生の地元九州への就職が少なく、受け皿が不足する可能性があるという弱みがございます。

以上の外的環境，あるいは強み・弱みを踏まえまして，第4章に2050年の福岡の将来像として，ご覧の5つの視点をもとに，「輝く快適環境都市，人と自然とアジアによかまち・ふくおか」を目指し，その取組みによってアジアのモデルとなる快適環境都市として福岡の存在感を高めていきます。

次に，第5章では，将来像の実現に向けた取組みの方向性と重点分野について記述しております。まず，低炭素分野での取組みの方向性1として，「再生可能エネルギーなどが大量に導入され，活用されたまち」を挙げ，市民，事業者に対する各種支援や公共施設への率先導入を重点分野に掲げています。方向性の2といたしまして，「省エネルギー型のまち」で，最先端環境技術の導入促進や地域エネルギーマネジメント導入支援などの検討を考えています。

方向性3では，「自律分散型のエネルギーシステムが整備されたまち」で，重点分野といたしましては，アイランドシティでのモデル的スマートコミュニティの形成を挙げています。また，方向性の4，「低炭素型交通網が構築されたまち」での重点分野といたしましては，燃料電池車や電気自動車等の導入支援の検討がございます。

次に，生物多様性の分野での取組みといたしましては，方向性の1「多様な生き物や自然，文化が守られた海辺環境」では，自然とのかかわり方を学ぶ機会を創出するエコパークゾーンの実現や，多様な主体による里海保全再生モデルの拡大，さらにアイランドシティにおける野鳥公園の整備の検討を重点分野に挙げています。次に，方向性の2「生き物とみどりがあふれるまちなかの実現」では，都心部の緑化地域制度の導入を検討いたします。方向性の3「豊かで多様な里地里山や森林，河川のあるまち」では，里地里山等の現状を調査・把握するとともに，管理の手法を検討し，保全してまいります。方向性の4「陸・海からの恵みを持続的に利用し，食文化が継承されたまち」では，環境教育などを通して生物多様性や，その恵みに関する認識の向上を図ることなどを重点分野に挙げております。

資源循環の分野での取組み，方向性1「“ものを大切に”精神・文化が次世代に受け継がれたまち」では，物を大切に”精神を持った市民や地域文化の醸成を図ります。また，方向性の2「ごみの再資源化・エネルギー利用で繰り返し使うまち」では，事業系ごみ資源化推進ファンドの活用や，食品残渣，紙おむつの資源化の支援に取り組めます。

次に，環境保全・気候変動適応分野については，方向性1として，「気候変動への適応に先行的に取り組む地域社会」がございまして，顕在化する気候変動に対し，必要な取組みを市の施策に浸透させ，実効性のある対策を検討，実施いたします。また，方向性の2「暮らしの安全・安心に関わる課題をほぼ克服した快適なまち」を目指し，黄砂などの影響対策の推進に取り組んでまいります。最後に，人づくり分野では，方向性の1といたしまして，「環境を守る人づくりで社会・経済が発展するまち」を目指し，都市の集客力や情報発信力，大学の多さなどを生かし，環境都市づくりのための人材育成によるアジアのモデル都市の実現に取り組めます。方向性の2として「環境都市づくりを学べるまち」を目指し，環境都市づくりを学ぶ拠点づくりや，産官学連携により将来の環境都市づくりを担う人材育成を進めます。また，方向性の3として，「環境都市づくりの人材が国

内外に貢献するまち」を目指し、環境都市づくりに関するより幅広い分野で人材育成を進め、その人材のアジア等での活動を支援いたします。特に重点分野として、ごみ、水循環など環境に係る都市経営ノウハウのパッケージ化と、アジア各都市での普及促進や環境都市づくりにかかわる研修・視察の受入機能の強化に取り組んでまいります。

そして、スライドを用意しておりませんが、第6章では大まかな長期的展望をロードマップとして図示し、こちらの第7章では、将来像実現のために、行政、市民、企業、大学等、それぞれの主体が連携しつつ、環境都市づくりに向けた取組みを進める必要があることを示しています。

福岡市は、行政の取組みとして環境都市づくりを進めていくだけではなく、各主体の環境都市づくりの促進や、それを担う人材の育成に対して支援を行ってまいります。

以上、駆け足でございましたが、本ビジョンの概要でございます。ここで定められた方向性に従って、施策、事業を具体化し、将来像の実現を目指してまいります。

報告につきましては以上でございます。

4 議事

●事務局（政策経営課長）

それでは、次第の「4 議事」でございます。これ以降の議事進行については浅野会長にお願いいたします。冒頭、浅野会長より、ご挨拶とあわせまして、国の動向等についてもお話をいただきたいと思っております。浅野会長、よろしくをお願いいたします。

○会長

それでは、以降の進行を務めさせていただきます。

まず、最近の国の状況がどうなっているかについて話をせよということでございますので、少しお話しいたします。

今年4月から京都議定書の第2約束期間が始まりましたが、この第2約束期間、我が国は議定書に拘束されないということを宣言しています。しかし、これは温暖化問題について日本は今後何もしないと言っているわけではなくて、松本龍環境大臣がカンクン合意をまとめてきておられます。これは、2020年の目標を各国政府が自主的に申告して、これをちゃんと達成しますという約束でありまして、この約束にはしっかり日本も縛られています。ただ、問題は、当初日本の2020年の目標が、1990年比25%削減という数字になっていました。しかしこれが2011年3月11日以降の中で、達成できないことがはっきりしてまいりました。ですから、自民党政権になりまして、安倍総理のご指示により、白紙にして見直すことになっています。

ただ今年3月、政府は、そのことと同時に、次の目標が決まるまでの間、京都議定書と同等以上の取組みをする方針を決定し、さらに11月までには新しい計画をしっかり立てるべしということを決定しておりまして、現在、中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議でその検討がはじまっております。

産業構造審議会の座長は、先ほどビジョンのアドバイザーとしてもお名前がでていた山地東大名

誉教授として、中央環境審議会が私が部会長ということで、二人で今、仲よく協力しながら新しい計画づくりの取組みを進めております。

なお、今年5月25日に地球温暖化対策推進法が改正され、それがいよいよ動き始めることになりました。これまでの地球温暖化対策推進法は、京都議定書の目標を達成するための計画を政府がつくると定めておりましたが、京都議定書に縛られないと宣言した途端に、この法律の一番の中心部分が意味を持たなくなっていました。それで、どうしたものかということになりまして、これにかわるものとして、地球温暖化対策計画をつくることを法律で新たに決めたわけです。計画の名称を変えたということです。

それから、京都議定書の目標達成ということであれば京都議定書の期間に縛られることになりませんが、それに縛られない以上は、次の計画をどれくらいの期間の計画にするかは我が国が自由に決めていいわけですから、計画の期間をどうするかはこれから決めるということになります。ただし、新しい計画では3年ごとに見直すことが法律で義務づけられています。

重要なことは次の点です。地球温暖化と言うとき、これまでは地表の温度が上がることと大気中の温室効果ガスの濃度が上がることを指していたのですが、今度の法改正で、海水温の上昇も地球温暖化であるということにいたしました。そこで、これからは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を上昇させることによって、地球全体として、地表、大気、及び海水の温度が追加的に上昇することを温暖化だということになりました。これまであまり注目されていませんでしたが、海水の温度が上がるのが気候変動の要因として大きく効いてきますので、これをちゃんと意識しようということです。

それから、少々専門的になりますが、温室効果ガスに、国際取り決めの中に新たにつけ加えられました三ふっ化窒素を追加することになりました。ということで、現在、改正法に基づいて新しい計画をつくる準備をしているわけです。

では、京都議定書の目標達成計画はどうか。実は前年度の3月末をもって京都議定書の第1約束期間が終わります。2012年がどういう数字であったかが今のところ全くわかりませんが、2011年までの数字で試算すると、これは達成できるという結論になりました。詳細にいろいろ分析しているわけですが、ただ、その中で問題が多いことがはっきりしてまいりましたのが、代替フロンです。代替フロンの中でHFCという物質があります。これは従来、製造段階で外に漏れていたのですが、それは製造業者さんのご努力でほとんどなくなりまして、そのかわり、冷媒として使われている分が意外と外に漏れていて、トータルのHFCの総排出量は1995年から2011年までで少しも変わっていないことがわかってきました。これはゆゆしき問題でありますので、冷媒として使われているHFCの排出を抑えなければならないということが新たな課題になってまいりました。このことを考えまして、現在、国会に法律を出して、フロンガスについては従来より規制を厳しくすることになっています。実は、先週金曜日にこの法律案は参議院を通過して、いよいよ成立という予定になっておりましたが、選挙区割法案のごたごたのために参議院本会議が開かれないうことになってまいりましてきょうまでのところではまだ成立していません（その後、6月5日に成立し、6月

12日の改正法が公布されている)。

これまでは特定製品から出てくるフロン類の回収、破壊が法律の目的だったのですけれども、これからは「フロン類の使用の合理化と管理の適正化に関する法律」と法律の名前もすっかり変え、できるだけ温室効果ガスになるようなフロンの入らない製品の開発促進をメーカーに義務づけます。さらに、回収についても、今までは何となく業者さん任せみたいなところがあって、フロンガスを使っているユーザーは全く知らん顔していたのですが、これは甚だおかしいことです。特に、建物の解体などのときにしっかりお金を出してくれないからフロンが漏れてしまうわけですね。それで、ユーザーにちゃんとやってもらおうではないかと議論したんですけれども、ユーザーというか、一番文句を言うてくるのはコンビニとスーパーで、そんな変なものが使われているかどうか私たちはわからないから、責任があると言われても困ると言うわけです。それなら、今度からはちゃんとこういうものの管理をユーザーに義務づけようということもきめました。もちろん、自分でやることはできなくて、業者さんに管理してもらうんだけど、報告をきちんと受けて、自分のところがどんなガスを使っているか知らないとは言わせないことにしまして、それも義務づけて、解体のときなどにユーザーにしっかり費用を払ってもらうことになりました。中央環境審議会、産業構造審議会が一致してこのような体制にしましょうということになりました。

話はガラッと違いますけど、これとわりあいよく似ているのが建物の建材中のアスベストですね。古い時代に建てられた建物には結構危ないアスベストを含んだ建材が使われているのですが、これが昨今、解体される時期になっておりまして、これらの解体時にアスベストが飛び散る危険性があるわけです。これを放っておくわけにはいきません。これまでの大気汚染防止法では、アスベストが入っている建物の解体のとき、解体業者さんに、届出を義務付けて、ちゃんと危険がないように解体してくださいと義務づけていたのですが、フロンと同じで、ユーザーがきちんと必要な費用を払わないわけことがある。そんなものはごまかせ、みたいなことをユーザーがおっしゃって、まともな解体ができないという事態が起こっていました。これは審議会でヒアリングをしましたときに、解体業者の団体などからも強く言われたことでした。そこで、これもユーザー自らが責任を持つようにしようじゃないかということで大気汚染防止法の改正をすることにしました。これにもまたいろいろと文句が出ましたが、何とかこのような改正をすることが決まりました。これからは、アスベストの入っている建物を解体しますという届出は、解体を注文する方がしなければいけないということにしました。もちろん、自分でといっても、役所に行くのは業者さんでしょうけれども、発注者の名義で届けをするように変えました。このことによって必要な費用を払わないなどということができにくいようにしました。また解体業者さんについては、従来以上に作業基準を厳しいものにし、変なことにならないようにしようと、それも現在、国会で審議中ですが、もうすぐ通ると思います(その後6月17日に改正法が成立した)。

そのほか、今国会では、我々にはあまり縁がないかもしれませんが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律が改正されます。これは、条約で絶滅のおそれのある動植物は輸出入が禁止されているのですが、国内だけでも同じように取引禁止にしている、ところが意外と密貿易

や密取引が後を絶たないので、法律を改正して、100万円だった罰金を1億円にした、というものです。1億円にすれば、もうけが吹っ飛ぶので、やらなくなるのではないかという、かすかな期待をしています。

もう一つは、これまで店に並べてはいけないという規制はかけていたのですが、そうするとインターネットとかで広告をやられてしまうわけですね。そこで、インターネットでの取引も禁止しました。これでかなり違法な取引が防げるのではないかと考えています。

もう一つは、絶滅危惧種であっても人工的に繁殖させたものについては別に取り締まる必要はないですから、養殖であることがはっきりわかる場合は取引ができるよう登録票を出しているんですね。ところが、その登録票がまた偽造されることが多い。そこで、この登録票については、1回出したら出しっ放しというのはやめて、生きたものについて登録票を出したけど、それが死んで剥製にしますというときには再度の許可申請をしてもらうことにして、登録票に書いてあることと実態が合うように改正をしよう。これもいろいろ議論をして決まっています。

それから、外来生物が生態系を荒らすというので、外来生物の輸入は禁止していますし、危険な外来生物は飼ってはいけないという規制をかけているんですが、困ったことに雑種は規制がかからないんです。そこで、雑種だと言って本物を入れてくるわけです。そうすると見分けがつかない。そこで、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を改正して今後は雑種も取り締まることにして、見分けがつかないことをいいことに変なものを持ってくることがないようにしました。

それから、外来生物は動物だけではなく、植物もあるわけですが、輸入品の中にくっついてくるものがあるんですね。今までそれは野放しになっていたので、危なそうなものについては消毒を命じることができるという、もう少し厳しくした改正法を国会で審議中で、もうすぐ通るのではないかと思います(その後、両法ともに、6月4日に成立し、6月12日に改正法が公布された)。

以上のような改正が予定されています。

私は今、中央環境審議会で地球環境部会と循環型社会部会の部会長を務めています。循環については、5月31日に第3次の循環型社会形成推進基本計画がようやく閣議決定されました。ちょうど私たちは今度、福岡市環境基本計画の改定に取りかかるわけですが、国の環境基本計画と循環型社会形成推進基本計画、生物多様性の国家戦略の全部が新しくなりましたので、ちょうどタイミングがいいということです。

もう一つ、私は動物愛護部会の部会長にも指名されました。現在、動物の愛護及び管理に関する法律の9月の施行に向けていろいろ準備中です。あまり知られてないのですが、昨年の法改正で、動物を1回飼い始めたなら死ぬまで飼いなさいという規定が入っています。部会でこの間、委員から、「飼い主が先に死んだらどうするんだ」という発言がありまして、「そうですね。これからは、飼い主が先に死にそうなときは、長生きしそうな動物を飼うのはやめましょうということです」と説明したわけですがいろいろな基準にいて今、改定を進めております。

なお、市役所で犬や猫を引き取るのは今までは義務だったんですが、今度からは不合理な申出は

拒否できることになりました。行政の運用の実情に近づけるような法改正をしたということのようです。私も、こういう立場になったものですから、福岡はどうしているのかなと思って、初めて市の動物愛護管理センターを見学に行きました。そうしましたら、本当に担当職員の方々が努力しておられまして殺処分数がかつての10分の1ぐらいと、ほんとうに少なくなっていました。福岡県全体で全国の中でも殺処分数が多くて評判が悪いのですけれども、福岡市はそんなことはないことがわかりましたので、これで安心して審議会の部会長を務めることができます

温暖化に関しては、25%削減はとても無理ですけれども、現在、合同会議で出ているご議論の大勢は、やはり現実的に考えなければいけないので、幅を持った目標をつくる以外にないであろうということのようです。もっともさはさりながら、国際社会の中で、日本では、これからは温室効果ガス排出量がこれまでよりも増えますとは言えません。6%削減で今までやってたのに、今度からは2%削減しかやれませんかと言うことはできませんので、これから秋に向けて大変きつい作業をすることになります。

ということで、国の最近の状況について申し上げましたが、ちょうど予定の時刻になりましたので、これから本日の審議に入ります。

それでは、福岡市の環境基本計画（第三次）の策定について、事務局から説明いただきます。よろしくをお願いします。

(1) 福岡市環境基本計画（第三次）の策定について

●事務局（政策経営課長）

福岡市環境基本計画（第三次）の策定につきまして、資料2及び資料3に基づき説明をさせていただきます。

まず、資料2をごらんください。福岡市環境基本計画（第三次）の策定について、本日の諮問の趣旨をご説明いたします。

はじめに、(1)の沿革・位置づけでございます。福岡市環境基本計画（第三次）は環境基本条例第7条に基づき、環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策の大綱、すなわち環境に対する取組みも、さまざまな分野がある中で、具体的な環境施策を定めるに当たっての根本となる事項を定めたもので、平成9年3月に第一次計画を、平成18年7月には現行の第二次計画を策定しています。

現行計画は、第一次計画において設定した環境像「ときを超え人が環境と共に生きるまち」を受け継ぎながら、市民の暮らしにかかわる広範多岐にわたる本市の環境問題に、より効果的、効率的に取組み、一層の改善を図って、市民生活の質を高めていくことを目標とするとともに、地球温暖化などの地球規模の環境問題について、本市の社会的・自然的特性を活かして積極的に貢献することを目的に制定されたものです。

その中で、1点目に、福岡式循環型社会システムの構築、2点目に、温暖化対策を考えた福岡のま

ちづくり、3点目に、自然とのふれあいと生物多様性の保全、これらを緊急かつ優先的に取り組むべき重点3分野と位置づけ、持続可能な社会づくりに取り組んでいるところです。

なお、この計画の位置づけです。下の図は関連する法令、計画等の体系図でございます。図の左側に下向きのブロック型の矢印がございますが、この図の上から下のほうに向けて理念や上位計画がまずあって、それらを受けた形で具体の行政計画や指針を定めていることを示しています。

体系図を簡単にご説明させていただくと、中ほどのちょっと上のほう、福岡市環境基本計画（第二次）と太字の枠囲みでお示ししているところが現行の基本計画になるわけですが、その上位計画については、まず左の上に福岡市政全般にかかわる基本構想がありまして、その下に現在は第9次の基本計画がございます。これがいわゆる福岡市のマスタープランでございまして、福岡市政全般にわたる行政計画を統括するものです。

また右側の方には、国の関係でございまして、環境基本法とその法律に基づき、昨年、閣議決定された第四次計画がございます。そして、中ほどには本市の環境行政分野の理念として、環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言、いわゆるふくおか環境元年宣言がございます。これは平成4年5月に本市で開催されたローマ・クラブ福岡会議イン九州で採択された行動宣言として、地球環境と地域行動をメインテーマに地球環境の変化に伴う地域への影響や近隣アジアの環境と開発に関する経済的、文化的、技術的側面からの地域の対応について検討がされた会議の成果といたしまして、それ以降の本市の環境行政の取り組みの大きなターニングポイントとなったものでございます。

その環境元年宣言の下に、福岡市環境基本条例というものがございます。これは、先ほどの、ふくおか環境元年宣言を受け、また、国の環境基本法を踏まえて制定された条例でございまして、この条例第7条に基づき、その下に記載しています福岡市環境基本計画を定めています。

環境基本計画は、先ほど申し上げましたが、施策の方向性などの大枠でございまして、具体的な施策、事業というのは、さらにその下に記載しています部門別計画において定め、実施するという関係となっています。

部門別計画の枠内の上段、濃い網掛けのところ为重点的に取り組む分野でございます。福岡市循環型社会システムの構築や温暖化対策を考えた福岡のまちづくり、自然とのふれあいと生物多様性の保全に重点的に取り組むことにしています。例えば、福岡式循環型社会システムの構築という分野であれば、新循環のまち・ふくおか基本計画という部門別計画がございます。その右横の温暖化対策を考えた福岡のまちづくりでは、現在、策定しております福岡市地球温暖化対策実行計画や福岡市役所環境保全実行計画、次世代自動車普及ビジョンなどがございます。これから策定することとなる福岡市環境エネルギー戦略（仮称）もこの分野に位置づけられます。

左横の自然とのふれあいと生物多様性の保全という分野では、生物多様性ふくおか戦略という指針、すなわちガイドラインがございます。それから、重点的に取り組むべき分野の下に、それ以外の取り組み分野もございまして、これらが相互に連携しながら福岡市環境基本計画で定める環境像の実現に向けて取り組んでいることをお示ししています。

なお、A3の資料3、こちらの表のほうに福岡市環境基本計画や福岡市新世代環境都市ビジョンの

ほか、部門別計画に係る今後のスケジュール等の動きを記載しておりますので、ご参照ください。

資料 2 に戻っていただきまして、2 ページをお開きください。(2) で、上位計画の動きですが、国のほうで平成 24 年 4 月に温暖化対策とエネルギー政策の一体的な見直しや、安全・安心等の視点を盛り込んだ第四次環境基本計画を策定したところです。左下の図では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加えて、安全がその基盤として確保される社会であるという位置づけがなされています。

一方、福岡市政では、平成 24 年 12 月に基本構想の改定及び第 9 次基本計画が策定され、その中で、自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市づくりに取り組むことも定められています。表の右の図になりますが、生活の質の向上と都市の成長の好循環によるまちづくりを行おうとするものです。そして、これと整合を図るべく、他の行政分野の計画についても改定等がなされる予定です。

次に(3)、現行計画策定後の状況の変化です。ここで言う現行計画というのは第二次の 18 年に策定した現行計画でございます。策定後の状況変化でございますが、従前、ごみ量の増加が続いていた本市では、循環のまち・ふくおか基本計画——ごみ処理の基本計画を策定し、ごみ量を平成 27 年度までに平成 14 年度比で 10%削減するという目標を立てて取り組んでおりましたが、この目標を平成 21 年度に前倒しで達成できたことに伴いまして、平成 23 年 12 月に新循環のまち・ふくおか基本計画を策定し、新たな目標に向けて取組みを始めています。また、そのほかにも生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択された愛知目標の考え方を踏まえ、100 年後も豊かな自然を保持するための生物多様性ふくおか戦略を昨年 6 月に策定するなど、各分野で取組みを進めています。

しかしながら、その一方で、地球温暖化の進行と気候変動がもたらす豪雨の頻発など異常気象の増加や越境大気汚染、さらには東日本大震災を契機としたエネルギー供給に対する不安など、環境問題に対する市民の関心はますます高まっており、従来の環境政策のあり方に大きな変化が求められています。このような状況を踏まえて、先ほどご説明いたしましたとおり、福岡市新世代環境都市ビジョンを取りまとめたところです。

恐れ入ります、3 ページをお願いします。(4) で、第三次計画策定の必要性のところで、環境政策のあり方について、これまで以上に多くの役割、他の政策分野、例えば、都市計画マスタープラン、都市交通基本計画などの政策分野との連携強化が求められている状況を踏まえ、新たな環境基本計画の策定に向け、早急に検討に着手する必要があると考えています。

次に、2 の策定のスケジュールでございますが、表の上段に環境審議会総会のスケジュールを記載しています。本日、審議会へ諮問させていただきましたが、本年 10 月ごろ及び来年 1 月ごろの総会で中間報告を行い、ご意見等をいただきながら、平成 26 年 5 月ごろを目途に審議会にて答申案をおまとめいただき、その後、答申をいただく予定で進めさせていただきたいと考えています。そして、市議会への報告や、パブリックコメントの手続も経ながら、平成 26 年度内の策定を目指して進めてまいりたいと考えています。平成 18 年に策定した現行の実施計画は 27 年までの計画となっておりますので、そういった意味で 1 年前倒しの作業となります。

最後に、「3 その他」でございます。記載しているように、現在、このような計画などを策定する場合、素案を公表してから市民から意見を募集する、いわゆるパブリックコメントと呼ばれる手続を踏んでおります。今回は、さらに本計画の策定においては、環境のいろいろな取組みの行動主体となる市民や事業者の皆さんの意見を踏まえた計画としていきたいと考えていますので、素案として取りまとめが終わる以前の段階、早期の段階から市民対話の手法等を導入することについても検討してまいりたいと考えています。これについては、この後の作業部会の設置検討の中で改めてご説明申し上げたいと考えています。

4 ページに参考資料をつけさせていただいております。これまでの福岡市の環境基本計画の推移ということでございますが、変遷について概略をご説明いたします。

本市は、昭和61年、それまでの公害防止計画を発展させて、公害の防止、自然環境の保全、快適環境の創造を柱とした福岡市環境プランを策定し、豊かな自然環境と活力あふれるまちの中に潤いと安らぎのある都市づくりを進めてまいりました。

平成4年には、本市で開催されたローマ・クラブ福岡会議を踏まえ、「環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言（ふくおか環境元年宣言）」が策定されました。

この宣言や翌平成5年に策定された国の環境基本法を踏まえ、平成8年9月に市民、事業者、行政が環境の保全及び創造への取組みをより一層進めていくための基本理念をまとめた福岡市環境基本条例を制定いたしました。

この条例に基づき、平成9年3月に第一次福岡市環境基本計画を策定し、この計画では、「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」という環境像を掲げ、総合的視点、長期的視点、広域的・地球規模の視点、一人ひとりの生活の視点、各主体がともに行動する視点という5つの視点に立ち、都市環境の保全と向上、人と自然との共生、循環型社会の構築、国際的協調の4つの柱のもとで取組みを進めてまいりました。

第一次計画策定後、ごみ処理量の増加や温室効果ガスである二酸化炭素の増加、自動車交通に起因する大気汚染や騒音問題、自然環境の保全といった課題に対応するため、平成18年7月に新たに第二次環境基本計画を策定いたしました。第二次計画では、環境像を引き継ぎつつ、特に重点的に取り組む3つの分野を重点分野と位置づけております。また、地域と協働しながら、地域の環境特性を活かした施策、あるいは環境に配慮した行動を促すための共通の基盤、すなわち分野横断的な施策を推進してまいりました。また、計画の効果的な推進ため、分野別施策における30項目の成果指標を設け、進行管理を行ってまいりました。

福岡市環境基本計画はこのような変遷をたどり、現在に至っております。そして、現行の第二次計画策定から約7年がたち、今回の改定作業となるものです。

長くなりましたが、以上でございます。

○会長

ただいま、これまでの経過及び今回の第三次計画の策定についての考え方をご説明いただきました。今日まだ案があるわけではありませんし、これからどうやってこの作業を進めるかという段階

でございますから、制約なしに自由にご意見をお出しいただくことが可能でありますけれども、何かご質問なり、ご意見がございましたら、お出しいただけませんか。

どうぞ。

○委員

2点ほどお尋ねしたいと思います。

具体的な素案があるわけではないことを踏まえて、資料2の2ページの(3)の2段落目、「一方で、・・・東日本大震災を契機としたエネルギー供給に対する不安など、環境問題に対する市民の関心はますます高まっており、従来の環境政策のあり方に大きな変化が求められている」とあります。これは文章的にはわかるんですが、具体的にどのような問題を把握し、専門部会、それからこの総会に提起されるのかというのを一つ、入り口の問題としてお尋ねしておきたいと思います。

それから、3ページの3のその他の問題で、「市民の関心を高めるため、素案をとりまとめる前のより早期の段階において市民対話手法の導入を検討するもの」とあります。私もこれはほんとうに大切なことだろうと思うんですが、その「市民対話」の内容というか手法についてお聞きします。素案が定まる前ということですが、新しいやり方という気もしますので、少し具体的にイメージできるような入り口の話をしていただきたい。

以上、2点だけお願いします。

○会長

わかりました。まず1点目のご質問でございますけれども、ここに書かれていることは、こういう出来事があつて、環境問題への市民の関心が高くなっている。ですから、従来のあり方ではいけないことを市民の多くの方が考えておられるでしょうねと書いてあるだけで、その先、じゃあ、どういうふうに変えるのかを、今、事務局がちゃんと腹の中で決めているかどうか。私はあまり信じていないのですが。そこは事務局が何かお答えになるかどうかです。私はこれからどういうふうに変えていくのかを考えていく必要があると書いているのだろうと思っているのですが、これは後で事務局に答えていただきます。

ちなみに、中央環境審議会で議論し、第4次環境基本計画をつくりましたときに、この点に関して何を考えたかということだけ申し上げます。従来は、何となく重要な課題は温暖化対策と自然との共生と循環型社会形成だよねという議論をしていたんですけれども、安心・安全がもっと国民にとっては重要な関心事ではないかということが随分議論されました。それで、かなり強い意見として、循環型社会、自然共生社会、低炭素社会はいいのだが、これに安心・安全社会を加えるべきであり、4本立てにすべきだと随分多くの委員に言われたんです。しかし私はそれには反対しました。安心・安全というのは人間の感じ方の問題であり、それに対して、低炭素や循環、自然共生というのは、どちらかという対象との関係の問題であつて、それを同列で並べるのはよくないからです。むしろ、よく考えてみたら、環境政策は、基本的には何が何であれ、我々あるいは将来の世代が、いつでも安心・安全のうちに生きていけること、それが究極的な目的で、もしかするとこの当たり前のことをいつの間にかどこかで忘れていたのかもしれない。ですから、安心・安全をまずは大前

提として考えるべきだと発言しました。それで、ここにあるような絵が出てきたわけです。ここまでは中央環境審議会でも考えてきているわけです。

従来の環境政策のあり方に対する反省という意味で、そのほかに中央環境審議会で議論したことをご紹介します。何といたってもものごとを縦割りで考え過ぎていたこと。これはこれ、これはこれとみんなばらばらに考えていたのだけれども、環境政策の課題はいずれをとってみても、どこかでちゃんとつながっているのだということ認識しなければいけない。この点ではまず、役所の認識を変えようということです。どこの役所、どのセクションも、全部他のセクションとのつながりを考えてやらないといけないという意見が結構出ました。

もう一つは、環境問題は何となく環境部局や審議会が自分たちの手の中だけで考えればいいという誤解をしてきたのではなかったか、ということです。経済の活動、社会の動きと環境の問題への取り組みとがもっとつながらないといけないのではないか、それが欠けていたという議論をしました。

そういうことは国の基本計画の中には出しているつもりですけども、これを福岡市でどう考えるのかということは市の担当者に答えてもらいたいと思います。

それから、市民対話手法ということは実は前の計画策定のときもしっかりとやっています。第二次計画のときには、各区に環境基本計画検討委員会の人を手分けして出かけていき、実際、地域で環境保全活動をしている方々をお呼びして、多くの生の声を聞いたんですね。そういうものがもともとになって、各区の環境ビジョンのようなものをつくろうという話が出てきました。例えば、西区の特徴ってはっきりしていますよね。これまでの市の計画では区別の環境特性ということあまり考えずに、いつも福岡市全体で一つと考えていましたが、それではいけないということに気がついたわけです。地域に出かけて行って、皆さんにいろいろお聞きして、それがわかった。ですから、今回も、同じことをやらないといけません。

ただし、前は逆に地域、地域となり過ぎたので、今回は、環境行動賞を表彰されてる団体の中には全市を土俵にしていい活動をしておられる団体もありますから。そういった団体などにも積極的に来ていただいて、その人たちに、役所とは違う立場で、どんなことを考えておられるか、どういうことが問題なのかをもっとちゃんと聞いてみようじゃないかと考えます。せっかく環境行動賞の制度があるから、過去に表彰された受賞者・団体、その中で引き続き、その後、さらに3年、4年頑張っているところは再度表彰するという、再表彰制度をつくったらどうかといったこともあわせて担当者と議論しています。それも含めて、いろいろな形で、実際にやっておられる方々との話し合いをしましょうといったことです。それから、場合によっては、公民館に出かけて行って、子育て中のお母様方に話をきくなどですね。従来の発想を変えて、徹底して皆さんから意見をいただく。紙に書いてくださいとなると、どうしても限られますから、直接出かけて聞くことが必要ではないかと思えます。

そのようなことを、会長としては今のところ事務方に指示しているところですけども、いずれにしても、事務局として委員のご質問にお答えください。

●事務局（政策経営課長）

まず、最初の部分、環境問題に対する市民の関心がますます高まっているという記述については、エネルギー供給に対する不安だけではなく、今、会長からもお話がありましたけれども、幅広く、身近なところでは、豪雨の頻発、黄砂、PM2.5など、日々の生活の中で感じる環境に対する不安、課題、そういったものに対する関心が高まっていることを一般的に書かせていただいたものです。

次の市民対話の記述については、浅野会長からお話がありましたが、広く市民の意見をいただく手法としてはパブリックコメントがございしますが、その手前の段階で、実際に環境に関しての活動をされている方々——どうしても環境の取組みは行政だけでは不十分で、市民や事業者の方の協力を得ながら進めていくべきものですので、そういった実際の行動をされている方々の意見を手前の段階でいただくことを考えております。しかし、具体的にどのような方々に御意見を伺うのかは、後の説明になるんですけれども、資料4にあるように作業部会の中で具体的に議論をさせていただき、そういった対象に意見を聞くのかも詰めさせていただきたいと考えています。

以上です。

○会長

よろしゅうございますか。どうぞ。

○委員

安心・安全というお話をされたので、会長へお尋ねします。近年、地球的規模で見ると、地震、津波等の大規模災害が立て続けに発生しているんですね。そして、地球温暖化については以前から指摘されています。私、この半年間ぐらいですか、黒点の減少から、太陽の活動が低下し、今後30年ぐらいは元禄時代の気候状況に類似した、寒冷化というか、そういう気象状況になるんじゃないかと学者先生方の研究が発表されていると理解しているんですよ。それで、温暖化と太陽の活動の低下についてのお考えをと。これは本来はここで議論すべき内容ではないかも知れませんが、この際、所見をお尋ねしておきたいんですが。

○会長

私も専門ではないので自信はないのですが、ただ、責任を持って、国の文部科学省、環境省、その他の省庁が一体となって発表している科学技術的なレポート等の、最新バージョンが最近出たんですけれども、それを見ている限りでは、先生おっしゃるような意味での影響というのはきちんと計算されていまして、その影響と人為起源の温室効果ガスの影響というものがきちんと整理をされています。それによると、どうも人為起源の温室効果ガスの影響がまさるといことが、かなりの専門家から報告されています。場合によっては、手元に資料がありますので、事務局経由でそのデータをお渡しします。

あることだけを強調されて怖くないという議論をされる先生がおられるのは事実ですが、しかし、多数の専門家が、いろいろな考え方を全部バランスよく考えて、計算したり、シミュレーションしたり、研究したりしていますので、一応、私の立場としてはそちらを信用せざるを得なくて、全体としては、放っておいたら危ないということは間違いないと思います。

それから、安心・安全を並べてはいけないもう一つの理由は、安全までは政策的に何とかなるんですけど、その先の安心はお一人ずつの捉え方ですから、ある意味では、政策では手の打ちようがないからです。はっきり言って、安全までは頑張らないといけないですが、安心は信用してもらう以外にないみたいなのところがあって、これは基礎である、哲学であるということですね。

ほかに何かご意見ありましたらどうぞお願いします。どうぞ。

○委員

時代とともに環境に求められるものがいろいろ変わってきて、それに伴い、資料の4ページにありますような、環境プランから始まり、環境基本計画の一次、二次、そして今度は三次といういろいろな施策があるのだということがよく理解できました。ただ、現在、施行されている第二次の環境基本計画で上げられているようなものが、今説明があったように第三次に移行されるに当たって、一応、第二次の基本計画がどのように達成されたか、どの部分が達成できなかったかという総括が要ると思います。そういう総括をした上で新計画に移行するのか、あるいは上位計画の動きや社会情勢の変化という説明がございましたけれども、そういうもので第三次が必要になったのかというところをもう少し補足してください。できましたら、第三次の策定に当たっては、第二次の総括をぜひお願いします。

○会長

総括をお願いしたいではなくて、総括は我々が毎年審議会で、どこまでやったかをチェックしてきていて、その積み重ねみたいなのがあります。1回全部それを整理したものを、当然、この作業の中で出していないといけないと思います。とりわけ成果指標と言う以上は、成果指標をどれぐらい定量的に達成できているかをきちんと示さなければいけません。例えば、もう忘れていたかもしれないけれども、メダカが見つかる川が何本とか書いてあるわけです。あれが実際にどうなったかはきちんとにデータがあるはずです。

○委員

それぐらいは、毎年、この審議会で報告いただいていますけれども、今、申し上げたのは、例えば、4ページの重点1、2、3と、重点的に取り組むべき分野に対して個別はどうかということはもちろん今までのデータの積み重ねだろうと思いますが、では、重点1はどの程度達成されたのかとか、反省すべきところはどこなのかとか、そういったことをきちんとまとめたほうがいいのではということです。

○会長

それは当然のことで、もっともなご指摘だと思います。何の反論の必要もないと思います。

ほかにございますか。いかがでしょうか。

新しく委員になられた方はいかがでしょうか。私ども、前からやっているの、わかりきったような感じで物を言うてしまうんですが、今回から初めて審議会の委員になられた方、ご質問でも構いません。何かございますでしょうか。

例えば、福岡市環境プランが1986年につくられたんですけども、このときの「豊かな自然環境

と活力あふれるまち」の中に「潤いと安らぎのある都市」という、よくわからないことが書いてあります。これは誰がつくったのかというと、私です。キャッチフレーズが要るから、先生、何か考えてよと言われて、それで考えて書いたものです。福岡の特徴はこんなものかな、こうだといいなということを書いたみたいなどころがあるのですけれども、今、考えてみて、これがどうかということもあるだろうと思うわけです。あのときから見ると随分発展してきたという気もするわけです。第三次計画だから、第二次計画、第一次計画と丸っきり違うものをつくらなければならないとは限りません、継続するべきものは継続するということです。

○委員

「福岡」という言葉を平仮名で示されています。確かにわかりやすい面はあるんですけども、これには意図があるんですか。

○会長

市民の宣言を書いたときに、福岡市民の宣言のほうは漢字になっていますけれども、環境宣言は平仮名になっていますが、これは意図的にしたことです。「ふくおか」と平仮名で書いているのは、福岡都市圏の人々全部、あるいは昼間、福岡に通勤・通学しておられる方、およそこの場でともに生活している人を全部含めて考えたいという意図をしめしており「ふくおか」としています。福岡市民と言うと、何となく住民登録をしている人というイメージがあるので、そこは使い分けをしたということですか。

もう一つ、「福岡市民の宣言」と「の」とつけたのは、市民宣言だとフランス革命みたいでちょっと強過ぎるので、「の」を入れると少し緩やかになるかなと思ったためです。結構、一つ一つ考えながら言葉を使っています。

他にご質問、ご意見がございませんようでしたら、大体の流れはご理解いただけたと思いますし、国のほうの第四次計画もできたのは、ここに記してあるとおりです。幸いにも私は、国でも第一次計画から第四次計画まで全部策定にかかわりましたので、どういう内容かわかってはいるわけですが、現行の市の第二次計画とはどこが変わっているのかについて、委員から適切なお質問がありましたので、お答えしたんですけども、そういったことを多分、我々が今度の計画で考えなければいけないだろうと思います。

もし、特に今日の段階でご発言がないようでしたら、今後、この作業をどのように進めたいかということについて事務局に整理をさせていただきましたので、事務局からその説明をお願いします。

●事務局（政策経営課長）

恐れ入ります、資料4、環境基本計画（第三次）策定作業部会（仮称）の設置についてというA4のペーパーをご用意ください。この内容についてご説明申し上げます。

まず、1の提案事項でございます。本日、審議会に諮問いたしました環境基本計画（第三次）の策定については、先ほど資料2のスケジュールでご説明いたしましたとおり、来年5月ごろに答申をいただきたいと考えています。

なお、この答申は、第三次計画の素案という形式で取りまとめていただきたいと考えています。この答申案取りまとめの作業を審議会総会で一から行うことは効率的でないのかなと考えております。また、第一次、第二次の計画につきましても、初めにたたき台の作成といいますか、検討のための小委員会のようなものを設置し、その後に審議会総会で議論をいただいたという先例がございまして、そういった先例に倣い、今回もまずは少人数のワーキンググループとして、環境基本計画（第三次）策定作業部会を設置し、先ほど現行計画の検証はどうかというご意見もありましたが、この作業部会で、現行計画の検証から新計画素案、たたき台の作成までの作業を、専門的な見地からも行っていただき、環境審議会総会で、このたたき台について審議いただき、ご意見をいただく、さらにその後、意見を作業部会にフィードバックしながら、最終的に答申案を取りまとめしていく、そのような進め方をすることについて、この審議会総会でご了承いただければと考えています。

次に、2の委員構成でございしますが、環境基本計画が全ての環境行政分野にまたがるものであり、また、総合的な取組みが求められていることに鑑みまして、現在、この審議会に設置されています各専門部会にそれぞれ付託するのではなく、環境管理、循環型社会構築、地球温暖化対策の各専門部会から2、3名程度を選任いたしまして、10名程度で構成される一つの作業部会を立ち上げてはどうかと考えています。

最後に3番の進め方について、そこにイメージ図を書かせていただいております。本日の審議会でご了承いただいた後、速やかに人選をさせていただきます。作業部会を立ち上げたいと思っています。市民対話の手法というのも、その作業部会の中で検討しながら、まずは現行計画の検証、新計画に向けた課題抽出を行い、その結果を本年10月ごろの審議会総会にご報告いただきます。そのため、作業部会においては、参考データのご提供も含め、データ分析等も行っていただく、やや専門性の高いものになろうかと考えています。

そして、その10月の総会で出されたご意見をまた作業部会にフィードバックして、次の第三次計画の骨子案作成に反映していくことになります。

そして、来年1月ごろの審議会総会で第三次計画の試案をご報告いただき、ご意見をいただきます。その意見を再度作業部会にフィードバックして、最終形である第三次計画素案、すなわち本審議会の答申案のたたき台を作成していただきます。

その素案たたき台を来年5月ごろの審議会総会にご報告いただき、総会のご意見を踏まえて最終修正を行い、審議会答申案として総会の了承をいただくというプロセスを考えているところです。

以上でございます。

○会長

それでは、ただいま資料4についてご説明いただきましたが、これについてご意見なりご質問がございませうでしょうか。いかがでございませう。特にご意見ございませうか。大体こういう進め方でよろしいと理解してよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長

それでは、特にご意見ございませんので、ただいま整理していただいた進め方で進めることに本日の審議会でご了承いただいたということにさせていただきます。

作業部会の人選については、会長にご一任いただけますでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○会長

どうもありがとうございました。この件については、今後、可及的速やかに人選と作業を進めることにいたします。なお、作業部会の作業の途中で、折に触れ、審議会委員の先生方に個別にご意見を伺うこともあろうかと思っておりますので、どうぞそのときはご協力をよろしくお願いします。

(2) 平成 25 年度福岡市環境審議会・視察について

○会長

では、次に本日の議事の「(2) 今年度の福岡市環境審議会の視察について」でございます。事務局から資料 5 についてご説明いただきたいと思います。

●事務局（政策経営課長）

それでは、資料 5 をごらんください。平成 25 年度の福岡市環境審議会、視察の内容に関してでございます。

まず 1 番で年間のスケジュールをご説明させていただきたいと思っております。本年度は、本日の会議を含め、総会が 3 回、循環型社会構築部会を 1 回、視察を 1 回と全部で 5 回の会議・視察を予定しております。それぞれの時期につきましては表をご参照ください。

次に 2 の視察についてです。過去 3 年の実績、それから平成 25 年度の案を 3 つお示ししております。25 年度の案でございます。案 1 は環境関連産業の育成というテーマで大牟田のエコタウンの施設を視察するものです。案 2 は自動車製造過程でのゼロ・エミッション化ということで、宮若市のトヨタ自動車九州の工場見学を行います。案 3 は地域資源のリサイクルというテーマで、大木町と佐賀県鳥栖市にある施設を見学するものです。本日、いずれかの案が選定されましたら、各視察先と日程等の調整をいたしまして、可能であれば、今月中をめどに改めて内容のご案内をさせていただきますと考えています。

以上です。

○会長

前回か前々回ぐらいからでしたか、複数案を出して、皆さんの賛成の多いものを選ぶというやり方しております。これは過半数でないといけないということはないと思っておりますので、単純に多数で、多ければそれで決定することになると思っております。何を見ようとしているかなどのご疑問については事務局にお答えいただけたらと思います。何かご質問ございますか。大体こういうことだというのはおわかりいただけますでしょうか。

鳥栖の環境開発総合センターというのは、たしか食品残さを集めて利用している施設ですね。い

いろいろなことをやっておられるんですか。実は中央環境審議会でもかなり高評価です。

大牟田のエコタウンは、特に紙おむつのリサイクルもやっていて、福岡市も今取り組もうとしていますので候補にあがっています。紙おむつは、最近、お子様のものより、むしろ高齢の方がいろいろと問題になっていて、要するに結構危険なものがあるそうで、相当センシティブに扱わないといけないくて、重要なテーマです。それから、小型家電は今、法律が動き始めていて、これもなかなかおもしろいです。従来、大牟田にはRDFしかなくて、これは余りおもしろくなかったんですが、今度はおもしろいのを持ってきたなという気がします。

トヨタはごらんのとおりですね。

それでは、特にご質問ないようでございますので、この三つの候補のうちから一つを選びたいと思います。自分はとても行けそうにないという方は、棄権されてもいいのですが、そんなことをおっしゃらずに、強いて言えば、行くならここに行きたいというところに挙げていただければと思います。

○委員

全部行きたいけど、あえて言うなら1番です。

○会長

私がゼミでこういうことを決めるときは、最初2回手を挙げてもらうんですね。2回手を挙げていただいて二つに絞り込んで、そのうちから一つを選ぶ、それだと、わりあいみんな納得できるみたいです。そのやり方で行きましようか。では、2回手を挙げていいことにしましょう。では、事務局、数のカウントをよろしくお願いします。2回挙げて結構です。それで上位二つを選んで、最後一つにしましょう。

それでは、案の1の大牟田エコタウンがおもしろそうだとと思われる方、手をお挙げください。

それでは、トヨタ自動車九州がいいと思われる方、手をお挙げください。ありがとうございます。

それでは、地域資源リサイクルの大木町と鳥栖、これがいいと思われる方。

ありがとうございます。それでは、結果を発表してください。

●事務局（政策経営課長）

案1が14、案2が9、案3が15でございますので、案1と案3が残りました。

○会長

それでは、案2は落ちましたので、案1と案3ということで、大牟田か大木町・鳥栖かということです。お考えいただいて、どちらか一方に手をお挙げください。

それでは、大牟田エコタウンがいいと思われる方、手を挙げてください。

大体決まったようですが、では、大木町・鳥栖がいい方、どうぞお挙げください。

よろしゅうございますね。では、数を発表してください。

●事務局（政策経営課長）

案1が6、案3が14でございます。

○会長

では、6対14ということでございますので、案3に決定させていただきます。

それでは、今後、事務局に先方との調整をしていただいた上で、日程については改めて皆様方にお知らせすることにしたと思います。

それでは、本日お諮りをしたいと思っておりました議事内容は以上でございまして、ほかに何もありませんが、何かこの際、特にご発言ございますでしょうか。どうぞ。

○委員

ご存じと思うんですけれども、事業系ファンドに去年から紙おむつのリサイクルが3年計画で採択されておりまして、今年10月ぐらいに施設見学という話になっています。大学の敷地内で実証研究をやっておりますので、可能であれば、委員の先生方の中で、関心のある方に対して見学会を開いてもいい——まだ市の許可を取っていないんですけれども、実は今年2月ぐらいに1回か2回程度、スタートを切るときに、ぜひ見学させてほしいというご要望があったんですけれども、大体それぐらいの時期だと、今、鋭意動かしておりますので、見学していただけるのではないかと思います。

○会長

ありがとうございます。同一日に行うのは無理かもしれませんので、そこはまた調整させていただいて。私の大学でもございますので、よろしく願いいたします。

それでは、土曜日にシンポジウムを考えていまして、お手元にそのチラシがあると思いますが、これは、先ほど言いましたように5月31日に閣議決定された新しい循環型社会推進基本計画について、一般の方にご説明する最初のチャンスです。最初に福岡で開催することになりまして、特に環境省の廃棄物リサイクル部長が日帰りで来てくれて、つき合ってくれることになりました。もし、お時間がありますようでしたら、どうぞご参加ください。

それでは、あとは事務局にお任せいたします。

5 閉 会

●事務局（環境局長）

浅野会長はじめ、委員の皆様方、長時間のご審議、ありがとうございました。私ども、今日諮問させていただき、そして福岡市環境審議会の中で福岡市環境基本計画（第三次）についての作業をこれから進めてまいりたいと思います。長期にわたりますし、新しい手法として市民との対話等もありますので、しっかり頑張ります。どうぞ皆様方もよろしく願いします。

今日は長時間、ほんとうにありがとうございました。お疲れさまでございました。

●事務局（政策経営課長）

以上をもちまして本日の環境審議会を終了いたします。ありがとうございました。